

# 島根原子力発電所2号機 地震による損傷の防止について

---

平成28年12月19日  
中国電力株式会社

# 1. 施設の耐震重要度分類変更について

設置許可基準規則の解釈において、耐震重要度分類Bクラス設備は以下のとおり規定されている。

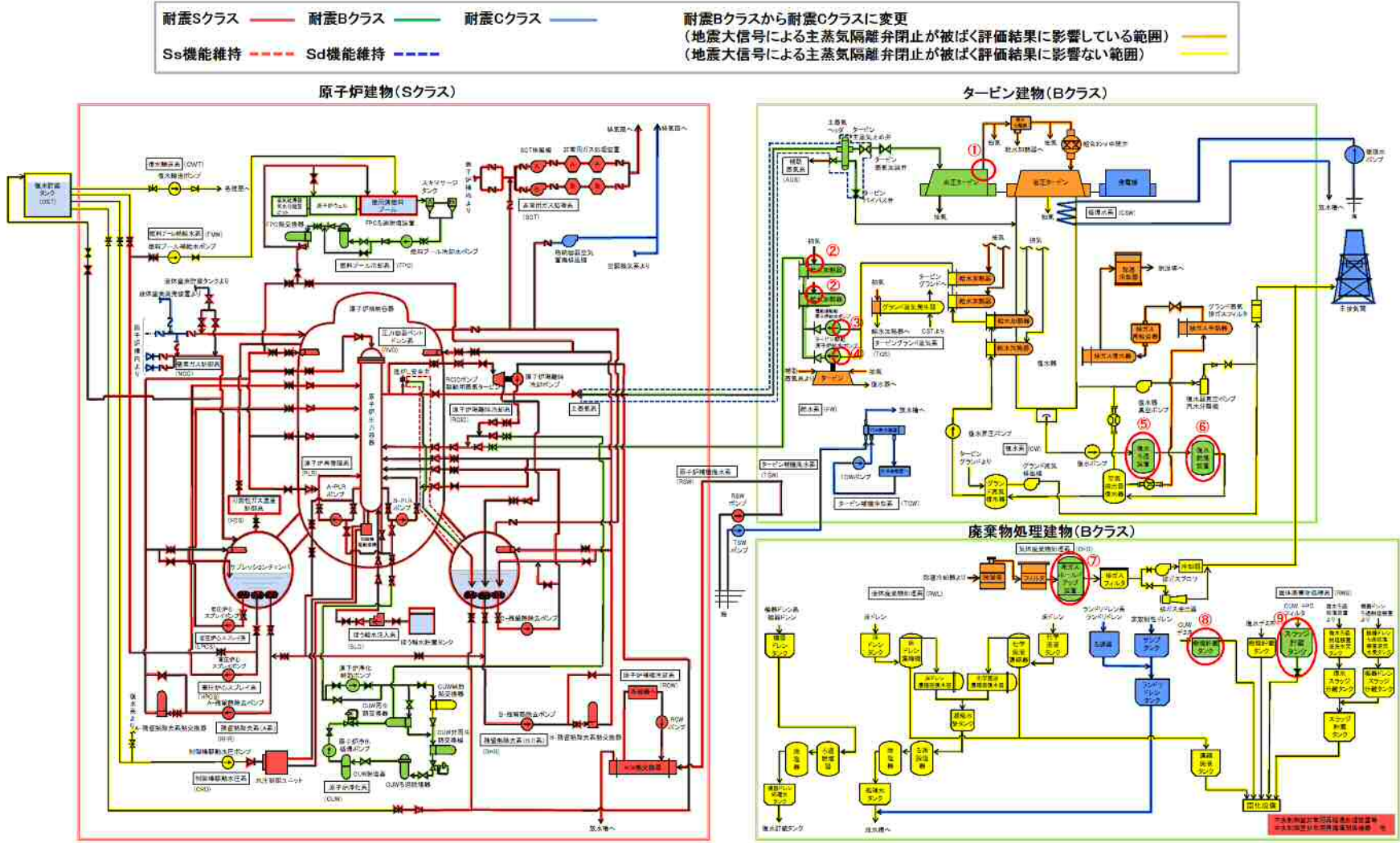
別記2 第4条(地震による損傷の防止)2 ニ Bクラス

- (i)原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設
- (ii)放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)
- (iii)放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設
- (iv)使用済燃料を冷却するための施設
- (v)放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設

このうち、「(ii)放射性廃棄物を内蔵している施設」は「年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。」とされており、「(iii)放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設」は「過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設」とされていることから、これらの施設については、その破損による放射線影響の程度に応じて耐震重要度を分類するという考え方が示されており、線量評価に基づく耐震重要度分類を行う候補とする。

# 2. 施設の耐震重要度分類の変更(設置許可申請時)

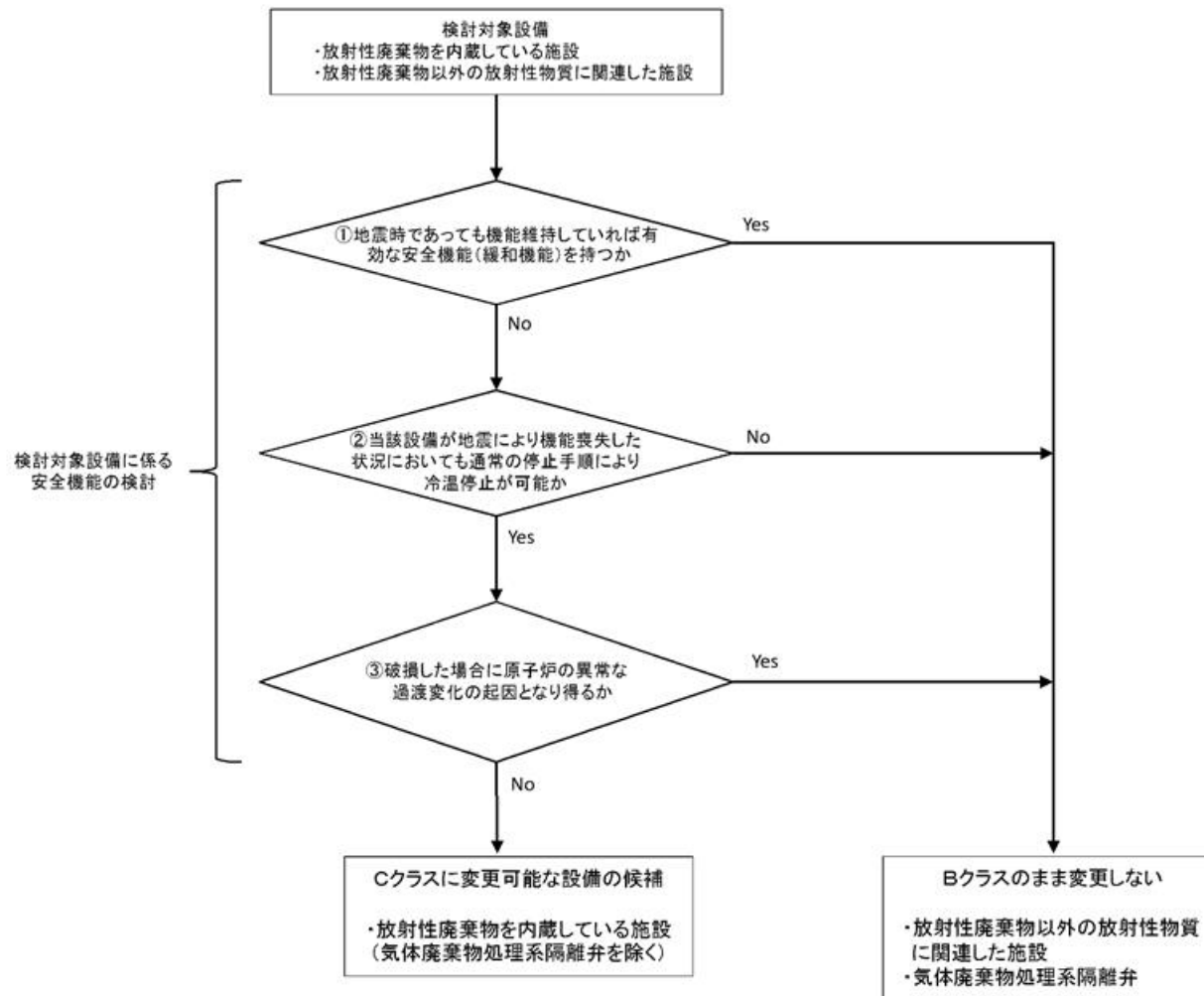
■ 設置許可申請時の設計基準対象施設の耐震重要度分類の概要を第5図に示す。  
(5月26日審査会合時)



第5図 島根原子力発電所2号炉設計基準対象施設の耐震重要度分類概要図

### 3. 施設の耐震重要度分類変更対象設備の見直し

■5月26日審査会合での指摘事項を踏まえ、安全機能を有する設備については、Bクラスのままとした。検討の流れを第1図に示す。

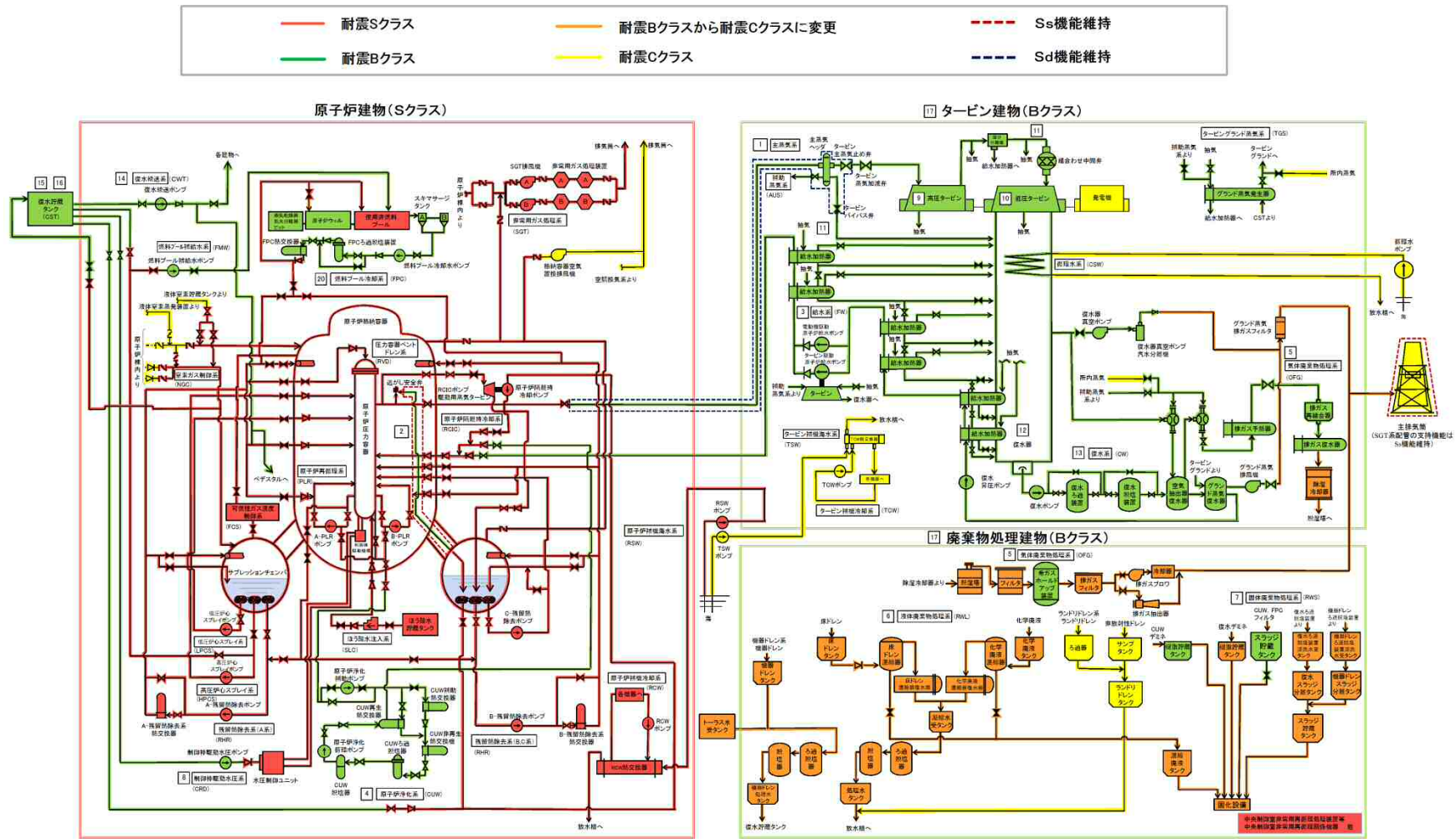


第1図 検討対象設備の安全機能に係る検討の流れ



# 4. 施設の耐震重要度分類変更対象設備の見直し結果(2/2)

■ 今回の見直しを反映した耐震重要度分類の概要を第2図に示す。



第2図 島根原子力発電所2号炉 設計基準対象施設の耐震重要度分類概要図